

# 民間所有ブロック塀の安全への対応マニュアル

熊本県土木部建築住宅局建築課

## 0 目的

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震では、ブロック塀等の倒壊が発生し、改めて現行基準を満たさないブロック塀等の危険性が認識されたところです。

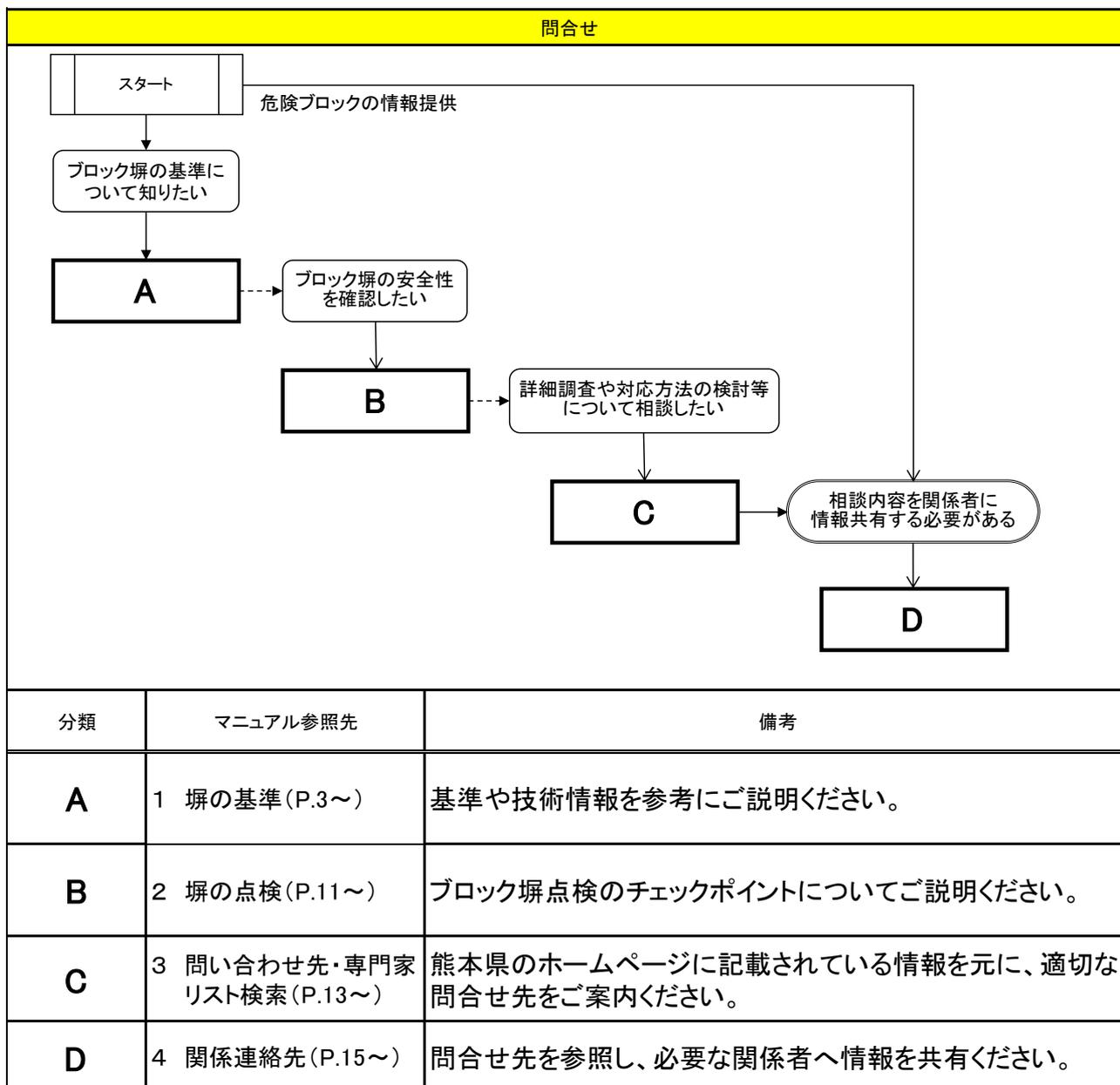
ブロック塀等には法律で定められた基準があり、安全点検の結果、危険性が確認された場合には、付近通行者への速やかな注意表示等及び補修、撤去等が必要である旨の注意喚起が重要であると考えます。

熊本県は市町村や建築関係団体と連携して、ブロック塀の基準や安全性の確認について、広くホームページや広報紙等を通じて所有者等に周知するとともに、所有者等からの相談・問い合わせに対応していきます。

本マニュアルでは、所有者等からブロック塀の相談に対応するために必要となる関連情報をとりまとめることで、適切な安全対策の推進を図ることを目的とします。



■マニュアル 参照先フロー図



## 1 塀の基準

塀の基準は、建築基準法施行令第 61 条、第 62 条の 6 及び 8 で規定されている。

(宮城県沖地震等の被害を踏まえて、昭和56年6月1日、建築基準法施行令が大幅に改正。補強コンクリートブロック造の塀(以下、「ブロック塀」という)の高さは3mから2.2m(標準10段積)に、石造やれんが造等の組積造の塀の高さの上限は2mから1.2mと規定された。)

### 令第 61 条

組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 高さは、1.2メートル以下とすること。
- 二 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上とすること。
- 三 長さ4メートル以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した控壁(木造のものを除く。)を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの1.5倍以上ある場合においては、この限りでない。
- 四 基礎の根入れの深さは、20センチメートル以上とすること。

### 令第 62 条の 6

コンクリートブロックは、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積し、鉄筋を入れた空洞部及び縦目地に接する空洞部は、モルタル又はコンクリートで埋めなければならない。

2 補強コンクリートブロック造の耐力壁、門又はへいの縦筋は、コンクリートブロックの空洞部内で継いではならない。ただし、溶接接合その他これと同等以上の強度を有する接合方法による場合においては、この限りでない。

### 令第 62 条の 8

補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号(高さ1.2メートル以下の塀にあつては、第五号及び第七号を除く。)に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 高さは、2.2メートル以下とすること。
- 二 壁の厚さは、15センチメートル(高さ2メートル以下の塀にあつては、10センチメートル)以上とすること。
- 三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径九ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。
- 四 壁内には、径九ミリメートル以上の鉄筋を縦横に80センチメートル以下の間隔で配置すること。
- 五 長さ3.4メートル以下ごとに、径九ミリメートル以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの5分の1以上突出したものを設けること。
- 六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けて定着すること。ただし、縦筋をその径の40倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。
- 七 基礎の丈は、35センチメートル以上とし、根入れの深さは30センチメートル以上とすること。

※国住指第 1130 号より抜粋

その他の基準を以下に示す。

#### ■告示

- ・平成 12 年建設省告示第 1355 号(補強コンクリートブロック造の塀の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件)

#### ■日本建築学会が発行している書籍

- ・建築工事標準仕様書(JASS7 メーソナリー工事)2009[日本建築学会]
- ・壁式構造関係設計規準集・同解説(メーソナリー編)2006[日本建築学会]
- ・壁式構造配筋指針・同解説 2013 [日本建築学会]
- ・既存コンクリートブロック塀の耐震診断指針(案)・同解説 2014 [日本建築学会]
- ・ブロック塀施工マニュアル 2007[日本建築学会]

補強コンクリートブロック造の塀の基準

項目	建築基準法施行令に定める基準			日本建築学会の設計規準 (抜粋)
	S25.11.23 ～ S45.12.21	S46.1.1 ～ S56.5.31	S56.6.1 ～ 現在	
(1) 高さ	—	・塀の高さは3m以下	・塀の高さは <b>2.2m</b> 以下	・塀の高さは2.2m以下  基礎の形状、土質、控壁の有無により上限あり※1
(2) 壁の厚さ	—	・高さ2m以下の場合 ⇒壁の厚さは10cm以上 ・高さ2m超の場合 ⇒壁の厚さは15cm以上	・高さ2m以下の場合 ⇒壁の厚さは10cm以上 ・高さ2m超の場合 ⇒壁の厚さは15cm以上	・高さ2m以下の場合 ⇒壁の厚さは <b>12cm</b> 以上 ・高さ2m超の場合 ⇒壁の厚さは15cm以上
(3) 控壁	—	・高さ1.2m以下の場合 ⇒控壁不要 ・塀の高さ1.2m超の場合 ⇒壁の長さ3.2m以下ごと壁面から高さの1/5以上突出 径9mm以上の鉄筋を配置	・高さ1.2m以下の場合 ⇒控壁不要 ・塀の高さ1.2m超の場合 ⇒壁の長さ <b>3.4m</b> 以下ごと壁面から高さの1/5以上突出 径9mm以上の鉄筋を配置	・高さ1.2m以下の場合 ⇒控壁・控柱不要 ・高さ1.2m超の場合 ⇒壁の長さ3.4m以下ごと  ・控壁 RC造又はブロック使用 壁面から400mm以上突出 厚さは塀の厚さ以上 高さは塀上端より450mm以内  ・控柱 現場打ちRC造 断面の正味厚さ250mm以上 高さは塀と同一
(4) 基礎	—	・基礎必要  ・高さ1.2m超の場合 ⇒基礎の丈は35cm以上 根入れ深さは30cm以上  ・基礎は、作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なもの(令38条)  ・基礎は、一体のRC造の布基礎(令62条の3)	・基礎必要  ・高さ1.2m超の場合 ⇒基礎の丈は35cm以上 根入れ深さは30cm以上  ・基礎は、作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なもの(令38条)  ・基礎は、一体のRC造の布基礎(令62条の3→H12削除)	・基礎必要  ・基礎は、壁体を安全に支持するRC造の布基礎(立上がり部は型枠ブロックの使用も可) ・基礎は、I形、逆T形、L形で、形状等に応じた寸法の規準あり※2 ・布基礎の上下にD10以上の主筋を配置し、D10以上のあばら筋を500mm以下の間隔で配置し主筋にかぎ掛け  ・控壁がある場合は、塀と控壁の基礎は一体とする
(5) 鉄筋等	—	・壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋を配置 ・壁内には、径9mm以上の鉄筋を縦横に80cm以下の間隔で配置  ・鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋は壁頂及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けて定着する	・壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋を配置 ・壁内には、径9mm以上の鉄筋を縦横に80cm以下の間隔で配置  ・鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋は壁頂及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けて定着する(縦筋をその径の40倍以上基礎の定着させる場合は、かぎ掛けしないことができる。)	・縦筋、横筋はD10以上の異形鉄筋とし、横筋は壁頂と間隔800mm以下で配置、縦筋は塀の高さ、控壁の有無等により間隔の規準あり※3 ・塀の交差部、端部にはD13以上の縦筋を配置する  ・縦筋は基礎に定着し、壁頂横筋にかぎ掛けする ・横筋は塀端部で控壁等に定着させる
(6) その他	—	・構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、上記以外とすることができる。	・構造計算又は実験によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、上記以外とすることができる。	・塀の長さ30m以下ごとにエキスパンションジョイントを設ける ・金属製フェンス付きブロック塀の規準あり

## 組積造の塀の基準

項目	建築基準法施行令に定める基準			日本建築学会の設計規準 (抜粋)
	S25.11.23～S45.12.21	S46.1.1～S56.5.31	S56.6.1～現在	
(1) 高さ	・塀の高さは3m以下	・塀の高さは <b>2m</b> 以下	・塀の高さは <b>1.2m</b> 以下	・基礎スラブが無い場合は1.1m以下、 <u>所定の基礎スラブがある場合は1.4m以下</u>
(2) 壁の厚さ	・各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上	・各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上	・各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上	・壁の厚さは150mm以上
(3) 控壁	・塀の長さ4m以下ごとに、壁厚の1.5倍以上突出した控壁を設ける(壁厚がその部分から壁頂までの垂直距離の1.5/10以上の場合は控壁は不要)	・塀の長さ4m以下ごとに、壁厚の1.5倍以上突出した控壁を設ける(壁厚がその部分から壁頂までの垂直距離の1.5/10以上の場合は控壁は不要)	・塀の長さ4m以下ごとに、壁厚の1.5倍以上突出した控壁を設ける(壁厚がその部分から壁頂までの垂直距離の1.5/10以上の場合は控壁は不要)	・塀の長さ3.6m以下ごとに、壁面から600mm以上突出した控壁を設ける ・控壁の厚さは塀本体の壁の厚さ以上とする
(4) 基礎	・組積造の壁の基礎は、一体の鉄筋コンクリート造等とする(※令53条)	<p>・<b>基礎必要</b></p> <p>・<b>基礎の根入れ深さは20cm以上とする</b></p> <p>・<b>基礎は、作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならない(※令38条)</b></p> <p>・組積造の壁の基礎は、一体の鉄筋コンクリート造等とする(※令53条)</p>	<p>・基礎必要</p> <p>・基礎の根入れ深さは20cm以上とする</p> <p>・基礎は、作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならない(※令38条)</p> <p>・組積造の壁の基礎は、一体の鉄筋コンクリート造等とする(※令53条→H12削除)</p>	・基礎は鉄筋コンクリート造の布基礎とし、根入れ深さは300mm以上かつ塀の高さの1/4以上
(5) その他	—	—	—	<p>・高さ1.1m以下の石塀は、石材1個につき2個以上のだぼその他金物で有効に補強</p> <p>・高さ1.1m越の塀は、D13以上の鉄筋を、縦筋は900mm、横筋は600mm以下の間隔で挿入すること</p>

[参考]補強コンクリートブロック造の塀(日本建築学会の設計規準)

※1 ブロック塀の高さ(m)

基礎の形状及び土質 ブロック塀の形式	I 形		逆T形・L形	
	普通土	改良土	普通土	改良土
控壁・控柱無し塀	1.2	1.6	1.6	1.6
控壁・控柱付き塀	1.4	1.8	1.8	2.2

(注) 改良土:基礎周辺をコンクリートで固めたもの、またはそれに類するもの

※2 ブロック塀の布基礎の形状および標準寸法

基礎の形状	根入れ深さ Df(mm)	基礎のせい D(mm)	立上り部分の幅 b(mm)	基礎スラブの張り出し幅 s(mm)	基礎スラブの幅 B(mm)	基礎スラブの厚さ e(mm)
I 形	別表による	Df+50程度	壁厚t以上	—	—	—
逆T形				立上り部分の両側に各130以上	b+260以上	150以上
L形				立上り部分の片側に400以上	b+400以上	

※2の補足 布基礎の根入れ深さDf(mm)

ブロック塀の種別	布基礎の形状	I形基礎	逆T形およびL形基礎
	補強ブロック塀		350以上かつ(H+200)/4以上
型枠ブロック塀		450以上かつ(H+600)/4以上	450以上かつH/4以上

(注) H:ブロック塀の高さ(mm)

※3 ブロック塀の縦筋間隔

控壁・控柱	ブロック塀の高さ (m)	補強ブロック塀			型枠ブロック塀 縦筋間隔 (mm)
		空洞ブロックを使用する場合 縦筋間隔 (mm)	化粧ブロックを使用する場合		
			ブロックの長さ (mm)	縦筋間隔 (mm)	
付き	1.6以下	800	400,500,600	600	400
			900	450(900)	
	1.6超え2.2以下	400	400,500,600	600	400
			900	450(900)	
なし	1.2以下	800	400,500,600	600	400
			900	450(900)	
	1.2超え1.6以下	400 (800)	400,500,600	400(600)	(400)
			900	(450)	

(注) 数値はD10使用の場合の間隔。ただし、( )内数値はD13使用の場合の間隔。

※3の補足 控壁の縦筋

塀の種類	ブロック塀の高さ(m)	配筋
補強ブロック塀	1.8以下	D10
	1.8超え2.2以下	D13
型枠ブロック塀	1.8以下	D13
	1.8超え2.2以下	D16

※3の補足 控柱の主筋

ブロック塀の高さ(m)	配筋
1.8以下	4-D13
1.8超え2.2以下	4-D16

図1 ブロック塀の標準形式

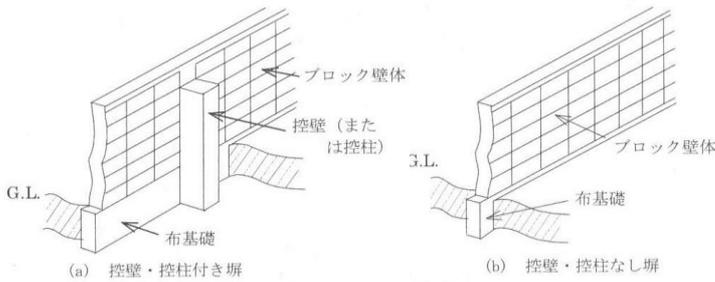


図2 塀の高さの測り方

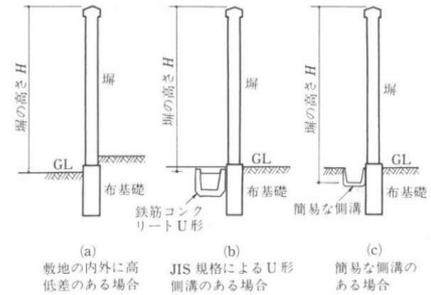
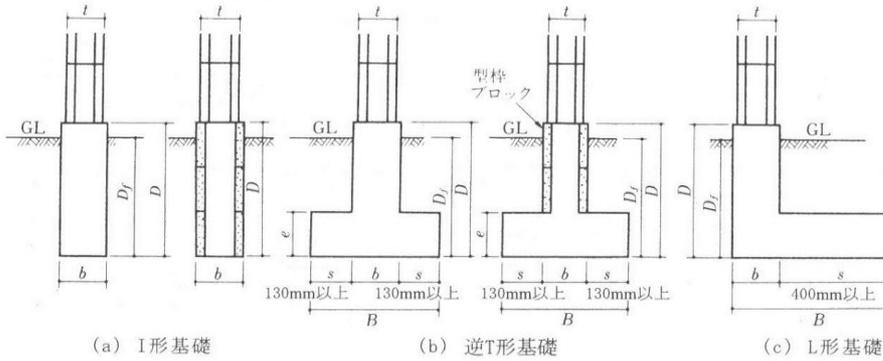


図3 布基礎の標準形状



記号  $D_r$ : 根入れ深さ  
 $D$ : 布基礎のせい  
 $b$ : 立上がり部分の幅  
 $s$ : 基礎スラブの張り幅  
 $B$ : 基礎スラブの幅  
 $e$ : 基礎スラブの厚さ  
 $t$ : ブロック壁体の厚さ

図4 ブロック塀の配筋例

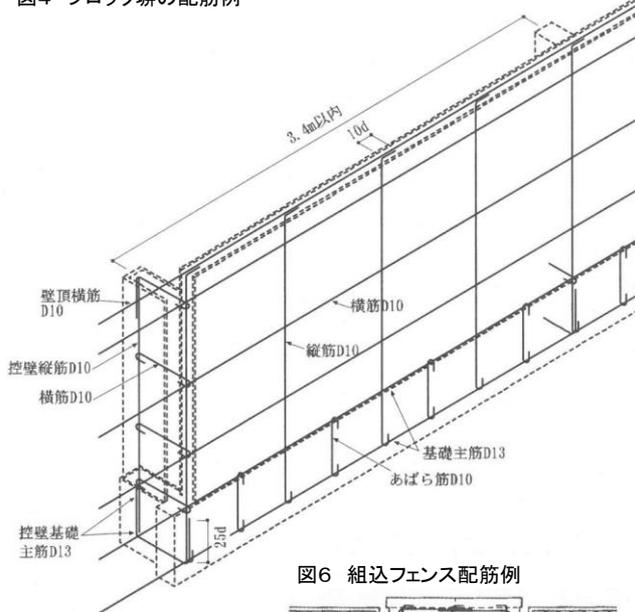


図5 控壁の配筋例

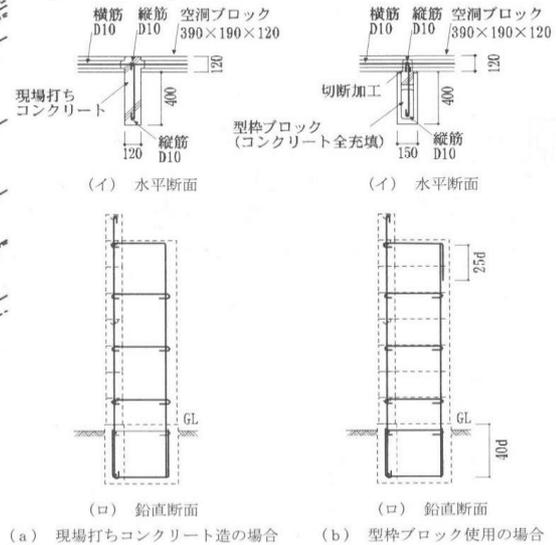


図6 組込フェンス配筋例

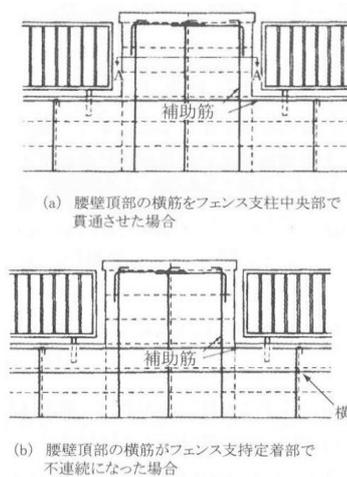
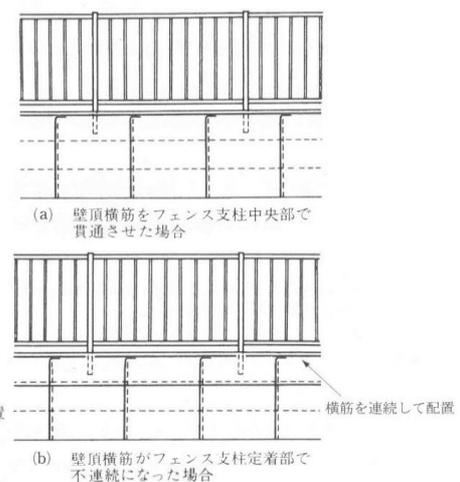
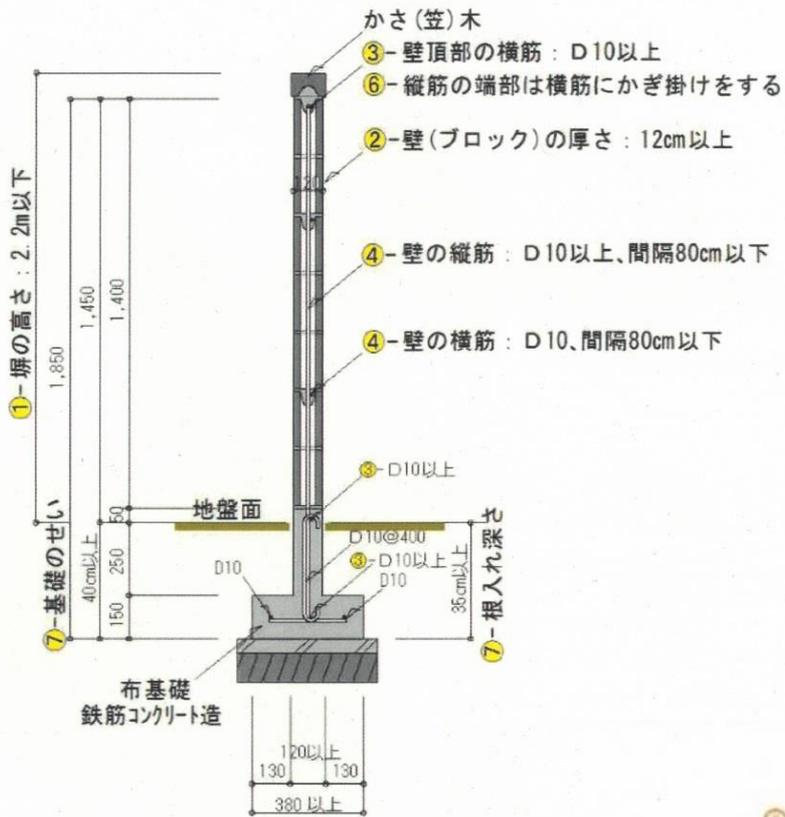


図7 連続フェンス配筋例

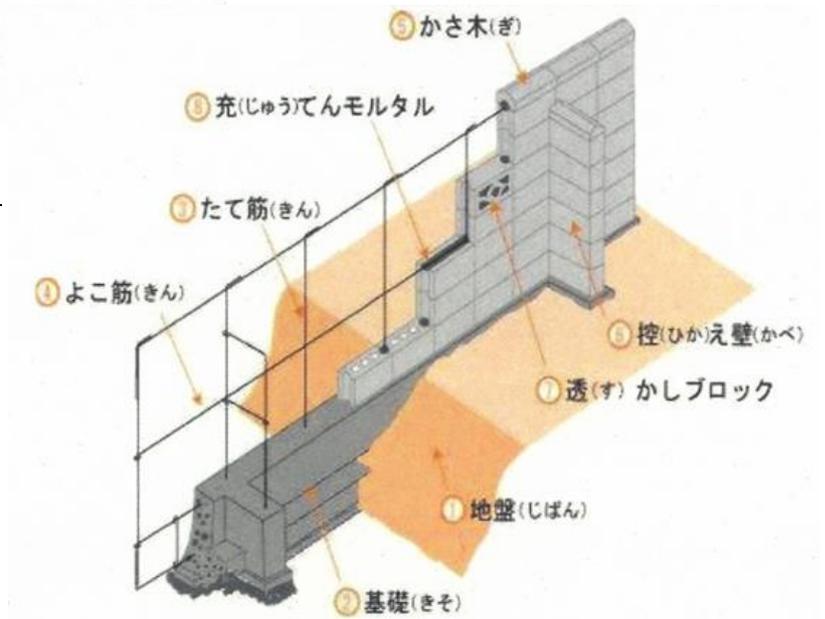


■その他参考資料



コンクリートブロック塀の断面・配筋例

※各数値は日本建築学会の設計規準の値



コンクリートブロック塀のチェックポイント図

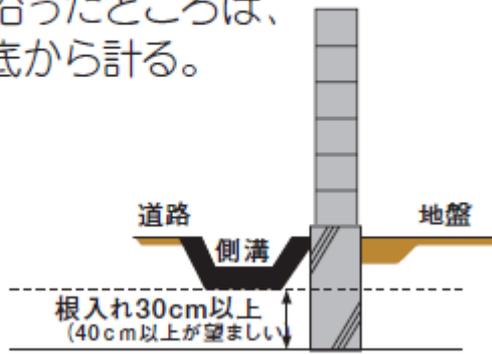
出典:「あんしんなブロック塀をつくるためのガイドブック」

((社)全国建築コンクリートブロック工業会)より抜粋

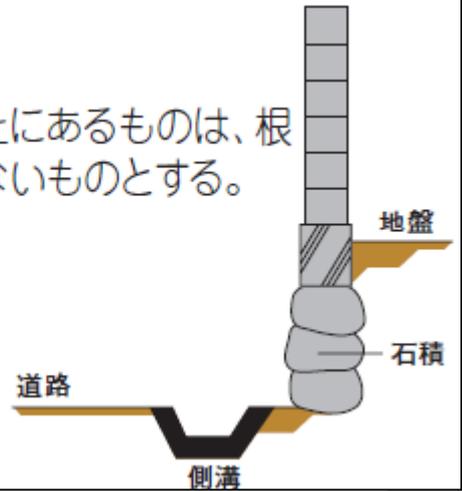
地盤に差があるところは、低い方の地盤から計る。



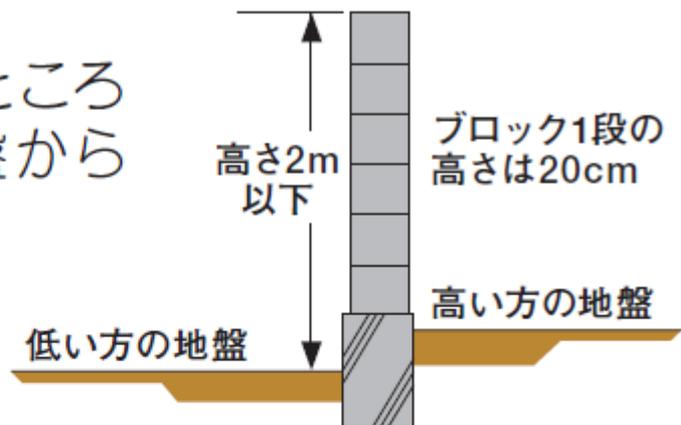
側溝に沿ったところは、側溝の底から計る。



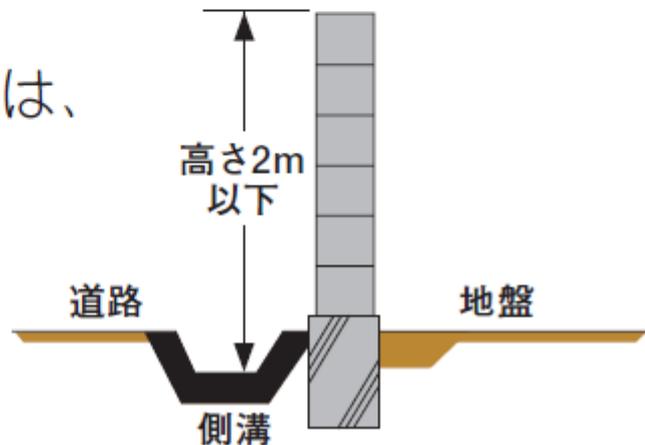
石積の上にあるものは、根入れがないものとする。



地盤に差があるところは、低い方の地盤から計る。

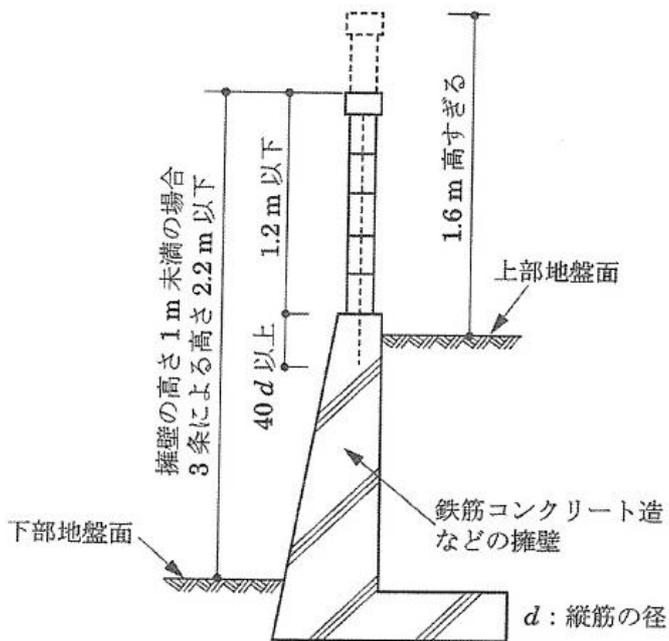


側溝に沿ったところは、側溝の底から計る。



塀の根入れ・高さチェックポイント図

※島田市（静岡県）資料より抜粋



塀を鉄筋コンクリート造などの擁壁の上部に設ける場合は、塀と擁壁の設計は同時に行い、工事も連続して行う。また、塀の縦筋は正確に擁壁に定着させる。

図 擁壁の上部に塀を設ける場合の限度

出典：「壁式構造関係設計規準集・同解説（メーソリー編）2006」より抜粋

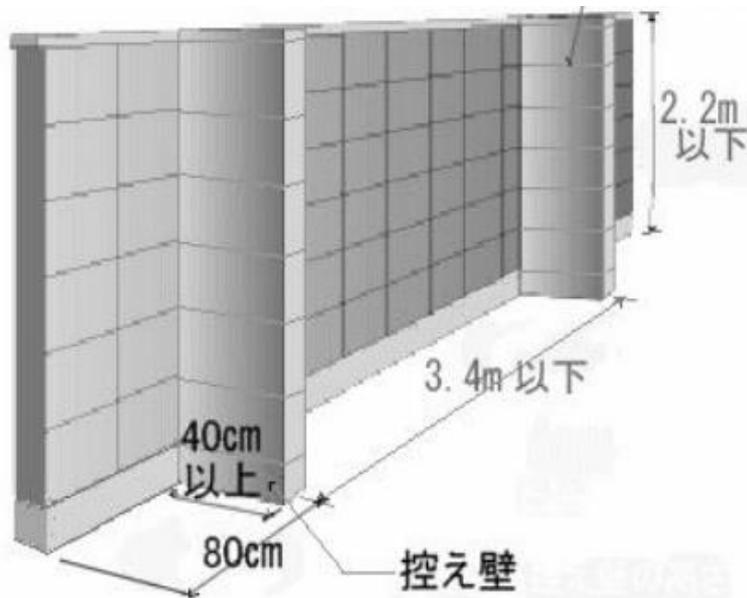


図 控え壁及び端部の距離

出典：「あんしんなブロック塀をつくるためのガイドブック」  
 ((社)全国建築コンクリートブロック工業会)より抜粋

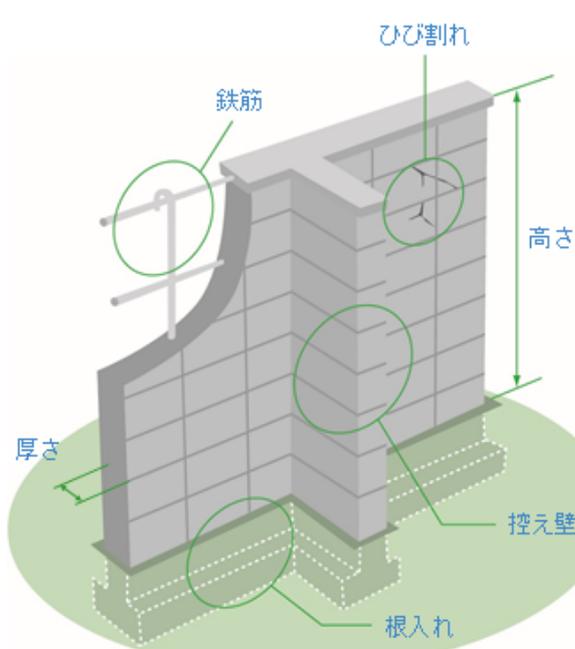
## 2 塀の点検

下記の国土交通省資料を参考に塀の点検を行う。

安全点検の結果、危険性が確認された場合には、付近通行者への速やかな注意表示及び補修・撤去等が必要となることを所有者等に対して周知する。

ブロック塀の点検のチェックポイント





ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。  
まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか  
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か  
・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合には15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)  
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか  
・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か  
・塀に傾き、ひび割れはないか。

＜専門家に相談しましょう＞

- 6. 塀に鉄筋が入っているか  
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。  
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

編成運(れんが運、石運、鉄筋のないブロック運)の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

出典：パンフレット「地震からわが家を守ろう」 日本建築防災協会 2013.1 より一部改

### ■点検のチェックポイント詳細

#### ＜第一段階：外観に基づく点検＞

外観目視により、以下の事項に関し問題がないか確認する。高さ及び控え壁等の仕様・寸法については、組積造については建築基準法施行令第61条に、補強コンクリートブロック造の塀については令第62条の6及び令第62条の8に照らして適切か確認する。

- ① 高すぎないか。(組積造は1.2m以下、補強コンクリートブロック造は2.2m以下)
- ② 厚さは十分か。(組積造は壁頂までの距離の1/10以上、補強コンクリートブロック造は10cm<高さ2m超は15cm>以上)
- ③ 控え壁があるか。(組積造は4m以下ごとに壁の厚さの1.5倍以上突出した控え壁、補強コンクリートブロック造は3.4m以下ごとに塀の高さの1/5以上突出した控え壁を設ける)
- ④ 基礎があるか。
- ⑤ 老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなどが生じたりしていないか。

#### ＜第二段階：ブロック内部の診断＞

補強コンクリートブロック造の場合、外観点検で問題が発見された場合等に、補修方針を検討するため、ブロックを一部取り外して以下の事項を確認する。第二段階は建築士、専門工事業者等の専門家の協力を得て診断することが望ましい。

- ⑥-1 鉄筋の接合方法、モルタルの充填状況は、令第 62 条の 6 に照らして適切か。
- ⑥-2 鉄筋のピッチ及び定着状況は、令第 62 条の 8 に照らして適切か。
- ⑥-3 基礎の根入れ深さは、令第 61 条又は令第 62 条の 8 に照らして適切か。

(注)補強コンクリートブロック造の場合、構造計算により構造耐力上安全であることが特別に確かめられる場合は上記の仕様基準によらないことができる。

### 3 問い合わせ先・専門家リスト検索

下記、熊本地震の際、ブロック塀の安全性確保周知のために作成した県の HP 上にて、民間所有者がブロック塀の対応について検討する際に、相談先として参考とすることが出来るよう、特定行政庁・市町村の連絡先及び、専門家リストを公表します。

「[http://www.pref.kumamoto.jp/kiji\\_16034.html](http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_16034.html)」を URL に入力していただくか、県ホームページの検索コーナーに「ブロック塀」と入力してください。

「ブロック塀の安全性を確保しましょう/熊本県」をクリックしてください。

↓の画面が表示されます。

**熊本県**      サイト内検索      Foreign language      音声読上げ

## ブロック塀の安全性を確保しましょう

最終更新日：2018年7月26日

平成28年熊本地震では、平成28年4月14日及び16日に熊本県熊本地方で震度7を観測し、震度4以上の揺れを100回以上観測しました。この地震の影響で、多くのブロック塀が熊本県の広範囲で倒壊しました。

倒壊したブロック塀は、道路をふさぎ、被災者の避難や救助活動を妨げます。昭和53年の宮城県沖地震や平成17年の福岡県西方沖地震、平成28年の熊本地震等の過去の地震で死傷者を出しています。また、平成30年6月18日の大阪府北部の地震でも犠牲者が出ています。

ブロック塀は、プライバシーの確保や防犯等の役割を持っていますが、地震時に人命を脅かす凶器となる可能性があります。ブロック塀は私的財産であり、所有者の責任における管理が必要です。

一般的なブロック塀は、建築基準法施行令第62条の8や平成12年建設省告示第1355号で基準が設けられています。ブロック塀の安全性を確保しましょう。

◆既設のブロック塀の安全点検を行う際は以下の資料をご活用ください。

- [ブロック塀の点検のチェックポイント \(PDF: 102.7キロバイト\)](#) 国土交通省HP掲載資料
- [危ないコンクリートブロック塀の見分け方について \(外部リンク\)](#) (一社) 日本建築学会HP掲載資料

※安全点検の結果、危険性が確認された場合には、付近の通行者への注意表示を速やかに行い、補修や撤去等を行ってください。

(関連ページ) [建築物の塀 \(ブロック塀や組積造の塀\) の安全点検等について \(外部リンク\)](#) 国土交通省HP

◆これからブロック塀をつくる方は以下をご参照ください。

- [あんなしんなブロック塀をつくるためのガイドライン \(外部リンク\)](#) (一社) 全国建築コンクリートブロック工業会HP
- [ブロック塀の基準について \(PDF: 188キロバイト\)](#)

次ページへ続きます。

このページに関するお問い合わせは

土木部 建築課  
電話：096-333-2533  
ファックス：096-384-9820  
✉ [kenchiku@pref.kumamoto.la.jp](mailto:kenchiku@pref.kumamoto.la.jp)

◆ブロック塀に関する問い合わせ先

(1)電話相談窓口

1. 特定行政庁（熊本県[各広域本部含む]、熊本市、八代市、天草市）
2. 建築関係団体等

 [電話相談窓口一覧（PDF：188キロバイト）](#) 

(2)現地調査相談窓口（有料）

1. ブロック塀の現地調査＜目視＞
2. ブロック塀の現地調査＜目視調査及び詳細調査＞

 [現地調査相談窓口一覧（PDF：188キロバイト）](#) 

(3)ブロック塀等の解体・改修相談窓口

 [解体・改修等施工業者一覧（PDF：188キロバイト）](#) 

(4)各市町村対応窓口（危険情報等の提供先）

 [各市町村窓口一覧（PDF：188キロバイト）](#) 

#### 4 関係連絡先

### ブロック塀に関する問合せ先(電話相談窓口一覧)【その1】

#### 【電話相談窓口】

##### ①特定行政庁

特定行政 庁	担当課	電話番号	管轄
熊本県	建築課	096-333-2535	熊本市、八代市及び天草市 以外
	県央広域本部土木部 景観建築課	096-273-9634	宇土市、宇城市、美里町、 上益城郡、上天草市、苓北町
	県北広域本部土木部 景観建築課	0968-25-2729	荒尾市、玉名市、玉名郡、 山鹿市、菊池市
		0968-25-2724	合志市、大津町、菊陽町、 阿蘇市、阿蘇郡
	県南広域本部土木部 景観建築課	0965-33-3117	氷川町、水俣市、芦北町、 津奈木町、人吉市、球磨郡
熊本市	建築指導課	096-328-2513	熊本市内
八代市	建築指導課	0965-33-4750	八代市内
天草市	建築課	0969-32-6797	天草市内

##### ②建築関係団体

一般財団法人熊本県建築住宅センター	096-385-0771
公益社団法人熊本県建築士会	別表(次ページ)を参照下さい。
一般社団法人熊本県建築士事務所協会	
一般社団法人熊本県建築協会	

※現地調査を希望される方は、(2) 現地調査相談窓口(有料)にお問い合わせ下さい。

## ブロック塀に関する問合せ先(電話相談窓口一覧)【その2】

熊本県建築士会・熊本県建築士事務所協会・熊本県建築協会の電話相談窓口(別表)

	エリア	所属	氏名	事務所名	住所 (市町村名のみ)	電話番号	対応可能時間	
1	熊本市	建築士会	中尾憲征	(公社)熊本県建築士会	熊本市中央区	090-6898-6499	9時~16時 (平日)	
2			和久田日出夫	建築&設計倶楽部 一級建築士事務所	熊本市北区	090-4351-3433 096-348-0077		
3			建築士事務所協会	萩原 英一	(有)象建築事務所	熊本市中央区		096-213-2250
4		永里 史		(有)象建築事務所	熊本市中央区	096-213-2250		
5		八木 龍平		大和設計(株)	熊本市中央区	096-359-1313		
6		堀田 実		(有)堀田総合設計	熊本市中央区	096-387-4406		13時~15時 (平日)
7		伊豆野 友加里		(有)堀田総合設計	熊本市中央区	096-387-4406		
8		富永 忠徳		(有)堀田総合設計	熊本市中央区	096-387-4406		
9		白石 繁		(株)MOZ設計事務所	熊本市中央区	096-346-1234		
10		田中 之博		(株)田中建築設計事務所	熊本市北区	096-343-2131		
11		大野 貴大		(株)田中建築設計事務所	熊本市北区	096-343-2131		
12		坂本 修一		(有)ノーベル設計	熊本市北区	096-341-3303		
13		佐藤 俊輔		(株)バオブラン熊本	熊本市東区	096-381-8181		
14		宮村 省次		(有)CAM建築設計事務所	熊本市西区	096-329-6661		
15		立川 亮		(有)CAM建築設計事務所	熊本市西区	096-329-6661		
16		南 孝雄	(株)産紘設計	熊本市南区	096-370-0035			
17		友永 博光	(株)産紘設計	熊本市南区	096-370-0035			
18		道喜 光一	(株)道喜建築研究所	熊本市南区	096-221-3985			
19		御手洗 未子	(株)道喜建築研究所	熊本市南区	096-221-3985			
20	玉名	建築協会	松本 隆義	松本建設(株)	玉名市松木	0968-73-4125		
21	菊池	建築士事務所協会	大嶋 和博	大嶋建築事務所	合志市栄	090-3986-6197		
22	八代		下野 健一	下野建築設計事務所	八代市古麓町	0965-33-7003		
23			早水 親廣	ハヤミズ建築設計事務所	八代市旭中央通	0965-35-5322		
24	球磨	建築士会	月足 眞	月足建築事務所	人吉市合ノ原町	0966-23-2522	9時~16時 (平日)	
25			高松 淳二	熊本建築景観保護 一級建築士事務所	人吉市南町	0966-24-1653		
26			宮原 正名	宮原建設(株)一級建築士事務所	人吉市大畑町	0966-22-3001		
27			久保田 貴紀	かちやあデザイン 一級建築士事務所	多良木町	0966-42-3680		
28			緒方 弘美	美建設事務所	あさぎり町	0966-45-2920		
29		建築士事務所協会	本田 利廣	(有)本田建築設計事務所	人吉市下原田町	0966-24-8618		
30			糸原 勝美	(有)本田建築設計事務所	人吉市下原田町	0966-24-8618		
31			鬼塚 梨佳	(有)本田建築設計事務所	人吉市下原田町	0966-24-8618		
32			本田 華子	(有)本田建築設計事務所	人吉市下原田町	0966-24-8618		
33			北川 康幸	(有)北川設計事務所	あさぎり町	0966-45-3710		
34	松田 了一	(株)西日本建設測地社一級建築士事務所	錦町	0966-38-3399				
35	天草	建築士会	小牧二三生	吉田稔充建築設計室	天草市久玉町	0969-72-3858		
36			進藤国臣	吉田稔充建築設計室	天草市久玉町	0969-72-3858		
37			吉田稔充	吉田稔充建築設計室	天草市久玉町	0969-72-3858		
38		建築士事務所協会	橋本 雄二	ユ一設計事務所	天草市本渡町	0969-23-9223		
39			橋本 健一	ユ一設計事務所	天草市本渡町	0969-23-9223		
40			岩崎 良弘	弘設計事務所	天草市港町	090-7164-5327		
41			岩崎 めい子	弘設計事務所	天草市港町	090-7465-7165		
42			建築協会	荅州建設工業	(株)荅州建設工業	天草市佐伊津町		0969-23-2211

# ブロック塀に関する問合せ先(現地調査相談窓口一覧)【その1】

## 【現地調査相談窓口(有料)】

### ①ブロック塀等の現地調査<目視>

※交通費、人件費が発生します。

	エリア	所属	氏名	事務所名	住所 (市町村名のみ)	電話番号	対応可能時間
1	熊本市	建築士会	和久田日出夫	建築&設計倶楽部 一級建築士事務所	熊本市北区	090-4351-3433 096-348-0077	9時~16時 (平日)
2		建築士 事務所 協会	萩原 英一	(有)象建築事務所	熊本市中央区	096-213-2250	
3			永里 史	(有)象建築事務所	熊本市中央区	096-213-2250	
4			堀田 実	(有)堀田総合設計	熊本市中央区	096-387-4406	
5			富永 忠徳	(有)堀田総合設計	熊本市中央区	096-387-4406	
6			齊藤 明子	(有)堀田総合設計	熊本市中央区	096-387-4406	
7			白石 繁	(株)MOZ設計事務所	熊本市中央区	096-346-1234	
8			原田 幸一	(株)u.hアーキテクト	熊本市中央区	090-5748-3597	
9			田中 之博	(株)田中建築設計事務所	熊本市北区	096-343-2131	
10			大野 貴大	(株)田中建築設計事務所	熊本市北区	096-343-2131	
11			坂本 修一	(有)ノーベル設計	熊本市北区	096-341-3303	
12			内田 浩太	(株)太宏設計事務所	熊本市東区	080-8596-8100	
13			佐藤 俊輔	(株)バオプラン熊本	熊本市東区	096-381-8181	
14			日高 将弘	(株)裕建築事務所	熊本市東区	096-384-8077	
15			宮村 省次	(有)CAM建築設計事務所	熊本市西区	096-329-6661	
16			立川 亮	(有)CAM建築設計事務所	熊本市西区	096-329-6661	
17			南 孝雄	(株)産紡設計	熊本市南区	096-370-0035	
18			友永 博光	(株)産紡設計	熊本市南区	096-370-0035	
19			道喜 光一	(株)道喜建築研究所	熊本市南区	096-221-3985	
20			御手洗 未子	(株)道喜建築研究所	熊本市南区	096-221-3985	
21	玉名		建築士会	伊東和也	平成プランニング一級建築士	玉名市横島町	
22		田中和浩		田中建設工業	玉名市安楽寺	0968-73-6986	
23		坂本 勇		(有)松本一平建築設計事務所	荒尾市長洲町	0968-62-1248	
24		建築協会	松本 隆義	松本建設(株)	玉名市松木	0968-73-4125	
25	菊池	建築士事務所協会	大嶋 和博	大嶋建築事務所	合志市栄	090-3986-6197	
26		建築士会	谷 良二	谷良二建築設計事務所	合志市野々島	096-242-2642	
27	八代	建築士事務所協会	下野 健一	下野建築設計事務所	八代市旭中央通	0965-33-7003	
28			早水 親廣	ハヤミズ建築設計事務所	人吉市合ノ原町	0965-35-5322	
29	球磨	建築士会	月足 眞	月足建築事務所	人吉市合ノ原町	0966-23-2522	
30			高松 淳二	熊本建築景観保護 一級建築士事務所	人吉市南町	0966-24-1653	
31			宮原 正名	宮原建設(株)一級建築士事務所	人吉市大畑町	0966-22-3001	
32			久保田 貴紀	かちやあデザイン 一級建築士事務所	多良木町	0966-42-3680	
33			緒方 弘美	美建築設計事務所	あさぎり町	0966-45-2920	
34			建築士事務所協会	本田 利廣	(有)本田建築設計事務所	人吉市下原田町	
35		糸原 勝美		(有)本田建築設計事務所	人吉市下原田町	0966-24-8618	
36		鬼塚 梨佳		(有)本田建築設計事務所	人吉市下原田町	0966-24-8618	
37		本田 華子		(有)本田建築設計事務所	人吉市下原田町	0966-24-8618	
38				松田 了一	(株)西日本建設測地社一級建築士事務所	錦町	
39	阿蘇	建築士会	江藤 長利	江藤建設(有)建築士事務所	阿蘇市黒川	0967-34-0616	
40	天草	建築士会	小牧二三生	吉田稔充建築設計室	天草市久玉町	0969-72-3858	
41			進藤国臣	吉田稔充建築設計室	天草市久玉町	0969-72-3858	
42			吉田稔充	吉田稔充建築設計室	天草市久玉町	0969-72-3858	
43			建築士事務所協会	橋本 雄二	ユ一設計事務所	天草市本渡町	
44		橋本 健一		ユ一設計事務所	天草市本渡町	0969-23-9223	
45		岩崎 良弘		弘設計事務所	天草市港町	090-7164-5327	
46		岩崎 めい子		弘設計事務所	天草市港町	090-7465-7165	
47		建築協会		荅州建設工業	(株)荅州建設工業	天草市佐伊津町	

# ブロック塀に関する問合せ先(現地調査相談窓口一覧)【その2】

## 【現地調査相談窓口(有料)】

### ②ブロック塀等の現地調査<目視調査及び詳細調査>

※交通費、人件費が発生します。

※詳細調査は、塀内の鉄筋の状況、基礎の根入等まで含めて行う調査です。

	エリア	所属	氏名	事務所名	住所 (市町村名のみ)	電話番号	対応可能時間	
1	熊本市	建築士会	和久田日出夫	建築&設計倶楽部 一級建築士事務所	熊本市北区	090-4351-3433 096-348-0077	9時~16時 (平日)	
2		建築士 事務所 協会		萩原 英一	(有)象建築事務所	熊本市中央区		096-213-2250
3				永里 史	(有)象建築事務所	熊本市中央区		096-213-2250
4				白石 繁	(株)MOZ設計事務所	熊本市中央区		096-346-1234
5				原田 幸一	(株)u.hアーキテクト	熊本市中央区		090-5748-3597
6				田中 之博	(株)田中建築設計事務所	熊本市北区		096-343-2131
7				大野 貴大	(株)田中建築設計事務所	熊本市北区		096-343-2131
8				坂本 修一	(有)ノーベル設計	熊本市北区		096-341-3303
9				内田 浩太	(株)太宏設計事務所	熊本市東区		080-8596-8100
10				佐藤 俊輔	(株)バオプラン熊本	熊本市東区		096-381-8181
11				宮村 省次	(有)CAM建築設計事務所	熊本市西区		096-329-6661
12				立川 亮	(有)CAM建築設計事務所	熊本市西区		096-329-6661
13				南 孝雄	(株)産紡設計	熊本市南区		096-370-0035
14				友永 博光	(株)産紡設計	熊本市南区		096-370-0035
15				道喜 光一	(株)道喜建築研究所	熊本市南区		096-221-3985
16				御手洗 未子	(株)道喜建築研究所	熊本市南区		096-221-3985
17	菊池	建築士 事務所 協会	大嶋 和博	大嶋建築事務所	合志市栄	090-3986-6197		
18	球磨	建築士会	月足 眞	月足建築事務所	人吉市合ノ原町	0966-23-2522		
19		建築士 事務所 協会		本田 利廣	(有)本田建築設計事務所	人吉市下原田町	0966-24-8618	
20				糸原 勝美	(有)本田建築設計事務所	人吉市下原田町	0966-24-8618	
21				鬼塚 梨佳	(有)本田建築設計事務所	人吉市下原田町	0966-24-8618	
22				本田 華子	(有)本田建築設計事務所	人吉市下原田町	0966-24-8618	
23				松田 了一	(株)西日本建設測地社一級建築士事務所	錦町	0966-38-3399	
24	天草	建築士会	小牧二三生	吉田稔充建築設計室	天草市久玉町	0969-72-3858		
25			進藤国臣	吉田稔充建築設計室	天草市久玉町	0969-72-3858		
26			吉田稔充	吉田稔充建築設計室	天草市久玉町	0969-72-3858		
27		建築士 事務所 協会		橋本 雄二	ユ一設計事務所	天草市本渡町	0969-23-9223	
28				橋本 健一	ユ一設計事務所	天草市本渡町	0969-23-9223	
29				岩崎 良弘	弘設計事務所	天草市港町	090-7164-5327	
30				岩崎 めい子	弘設計事務所	天草市港町	090-7465-7165	

## ブロック塀に関する問合せ先(解体・改修相談窓口一覧)

### 【ブロック塀等の解体・改修相談窓口】

	エリア	所属	氏名	事務所名	住所 (市町村名のみ)	電話番号	対応可能時間
1	熊本市	建築士 事務所 協会	植田 竜也	(有)植田左官工業	熊本市中央区	090-7394-9522	9時~16時 (平日)
2			田尻 純久	(有)タジリ住宅建設	熊本市北区	096-356-3080	
3			石川 辰則	光進建設(株)	熊本市東区	096-380-1231	
4			吉川 純司	住商産業(株)	熊本市東区	080-3673-2502	
5			山田 隆司	住商産業(株)	熊本市東区	080-4520-2786	
6			那木 保文	(株)吉永産業	熊本市南区	096-379-8855	
7	菊池	建築協会	桑原 啓介	チヨダ建設(株)	合志市須屋	096-242-5211	
8	天草		倉田 修成	(株)吉永産業	天草市南新町	0969-23-1555	
9			蒼州建設工業	(株)蒼州建設工業	天草市佐伊津町	0969-23-2211	

## ブロック塀に関する問合せ先(危険情報等の提供先)

### 【危険情報等の提供先:市町村対応窓口】

熊本市	熊本市	建築指導課	096-328-2513		阿蘇市	建設課	0967-22-3187
玉名	荒尾市	建築住宅課	0968-63-1498	阿蘇	南小国町	建設課	0967-42-1114
	玉名市	営繕課	0968-75-1311		小国町	建設課	0967-46-2114
	玉東町	建設課	0968-85-3112		産山村	経済建設課	0967-25-2213
	和水町	建設課	0968-86-5726		高森町	建設課	0967-62-1111(145)
	南関町	建設課	0968-57-8592		南阿蘇村	建設課	0967-67-3178
	長洲町	建設課	0968-78-3241		西原村	建設課	096-279-3114
山鹿	山鹿市	都市計画課	0968-43-1591	芦北	水俣市	都市計画課	0966-61-1621
菊池	菊池市	都市整備課	0968-25-7242		芦北町	建設課	0966-82-2511(232)
	合志市	都市計画課	096-248-3855(2233)		津奈木町	振興課	0966-78-5540
	大津町	都市計画課	096-293-4011		球磨	人吉市	都市計画課
	菊陽町	都市計画課	096-232-4927	錦町		地域整備課	0966-38-1111
宇城	宇土市	都市整備課	0964-22-1111(710)	あさぎり町		建設課	0966-45-7221
	宇城市	都市整備課	0964-32-1694	多良木町		環境整備課	0966-42-1259
上益城	御船町	建設課	096-282-1312	湯前町		建設水道課	0966-43-4111
	嘉島町	建設課	096-237-2619	水上村		建設課	0966-44-0315
	益城町	復旧事業課	096-289-8308	相良村		建設課	0966-35-1035
	甲佐町	建設課	096-234-1183	五木村		建設課	0966-37-2017
	山都町	建設課	0967-72-1145	山江村		建設課	0966-23-6449
下益城	美里町	建設課	0964-47-1113(310)	球磨村		建設課	0966-32-1116
八代	八代市	建築指導課	0965-33-4750	天草	天草市	建築課	0969-32-6797
	氷川町	建設下水道課	0965-52-5856		苓北町	総務課	0969-35-1111
					上天草市	都市整備課	0969-28-3366

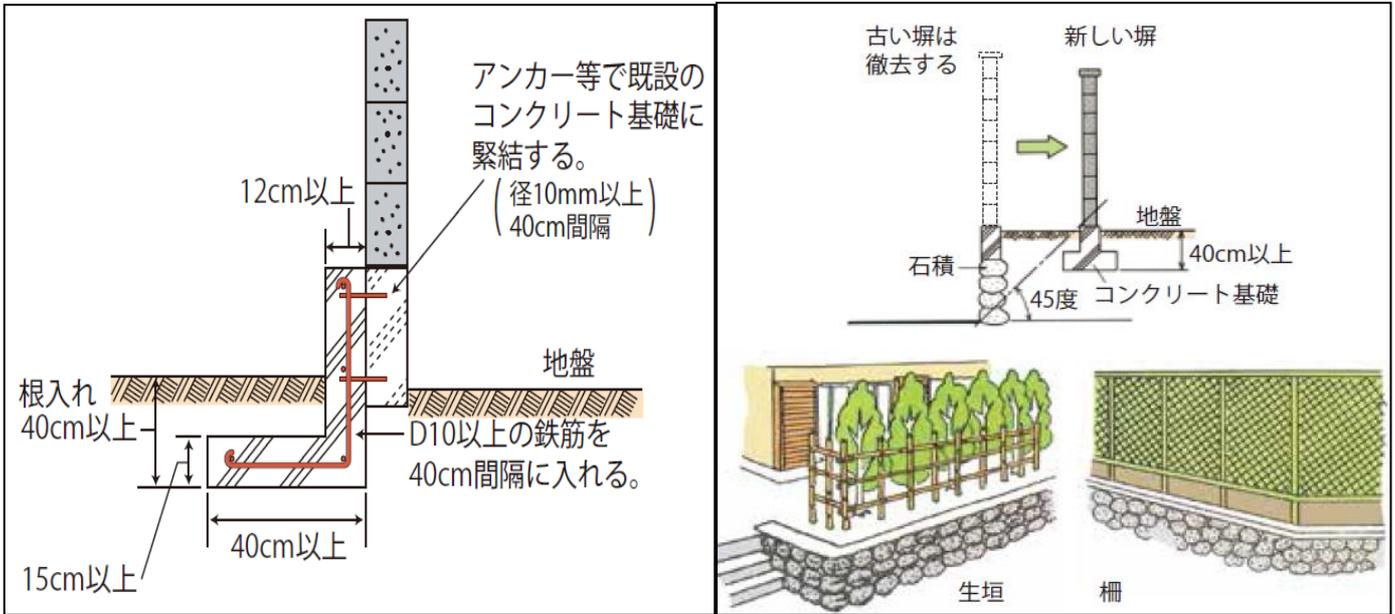
**(参考情報 その1) 塀の補強例**

既設ブロック塀などでも正しく工事がされていないものや、老朽化しているものは早めに専門家の点検をうけ、取りこわしや補強が必要となる。参考としてブロック塀の補強の一例を示す。

この補強例は、あくまで応急的な処置であり、これにより安全性が確保されるものではない。  
(危険な塀は、取りこわして安全にするのが望ましい。)

①基礎の改善例

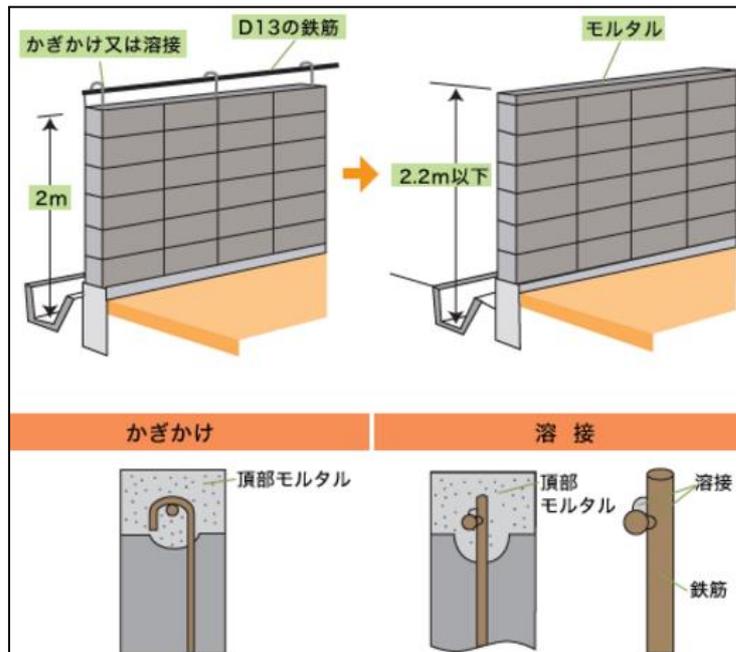
基礎の根入れが足りない時は、基礎を図のようにコンクリートで増打ちする。石積の上にある基礎は改善できないので、造り変えるか、金属製フェンス等の軽い柵にする。



※静岡県資料より抜粋

②塀の高さの改善例

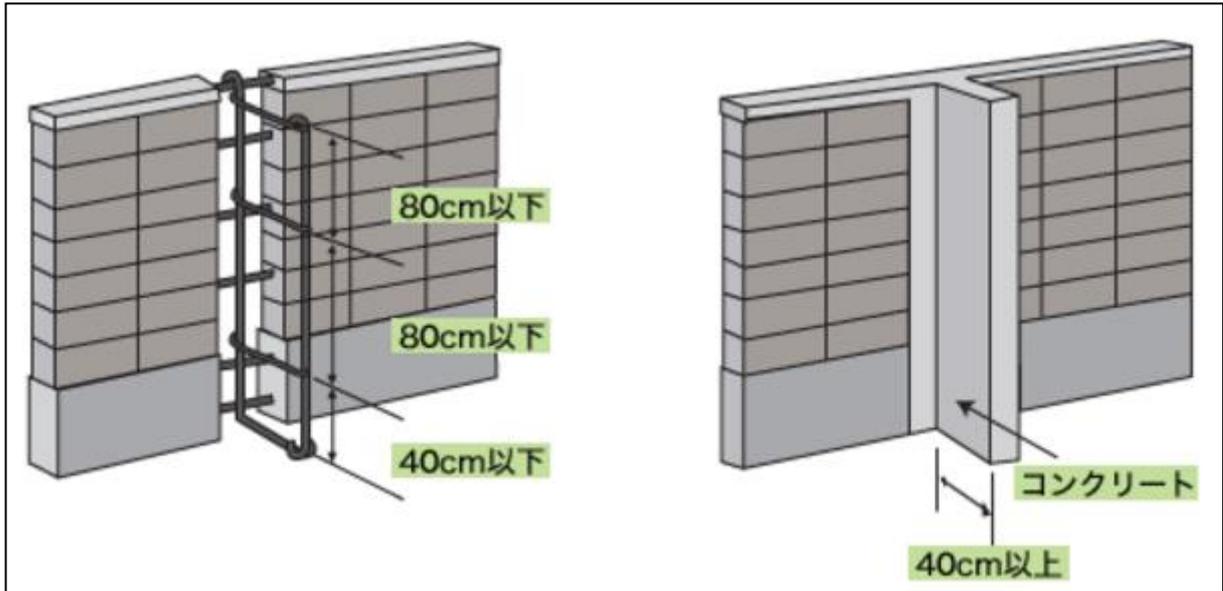
塀の高さが 2mを超える部分のブロックを取り除き、その頂部にD13 の鉄筋を水平に入れ、これに縦筋を折り曲げ(かぎ掛け)るか、溶接をする。頂部に仮枠を組み立て、モルタル又はコンクリートを打ち込む。



※全国建築コンクリートブロック工業会 HP より抜粋

### ③控壁の改善例

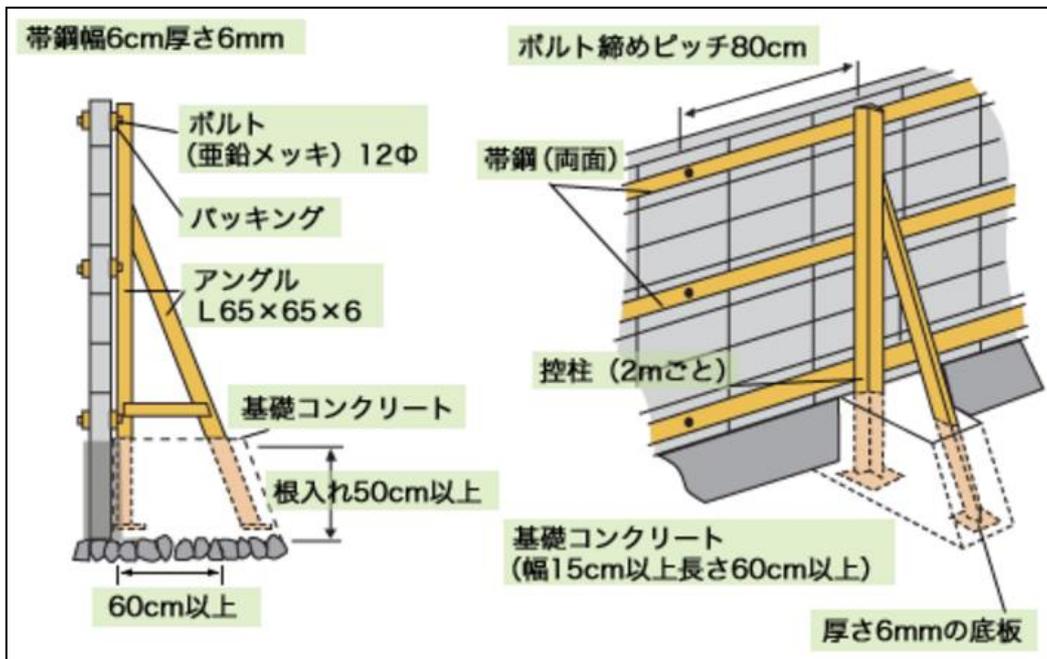
塀の一部分を頂部から基礎まで幅 20cm 程度はつりとる。(間隔 3.4m 以下) D10 以上の鉄筋を図のようにそれぞれかぎ掛けをして配筋し、コンクリートを打ち込む。



※全国建築コンクリートブロック工業会 HP より抜粋

### ④鉄筋補強の一例

塀を挟むように帯鉄をボルトで締め付ける (間隔 80cm 以下)。控え壁を現場で建て込み、帯鉄と溶接する (間隔 3.2m 以下)。控え壁の基礎部分に仮枠を組み立て、コンクリートを打ち込む。



※全国建築コンクリートブロック工業会 HP より抜粋

※これら改修・補強は一時的な方策であり、根本的な対応としては撤去・建替えが必要となる。

(参考情報 その2) O&A

項番	分類	相談内容	回答内容
1	安全性の調査	自宅にあるブロック塀の安全性を診断したい	・所有者が基準の点検チェックポイントで確認する場合は県ホームページの「ブロック塀の点検のチェックポイント」を参考にしてください。 ・専門家に診断を依頼したい場合は県ホームページの専門家リストを参考にしてください。
2		近所にある道路に接しているブロック塀に危険性は無いのか。	私有地に設置してあれば所有者(管理者)が対応すべきですが、危険性については基準等を参考にしてください。 危険性があるという情報提供については市町村に連絡してください。 なお、補助制度の活用については市町村にお尋ねください。
3		ブロック塀内の鉄筋の有無を町で調べてもらえないか。	市町村対応(例):市町村では対応出来ません。精密調査が必要となりますので、専門家リストを参考に、直接専門家へ相談してください。
4		隣接する住宅との境界ブロック塀が安全か確認したい。	ブロック塀の安全性についてはマニュアル及び専門家リストを参照ください。 私有地に設置してあれば所有者(管理者)が対応することになります。当事者間で話し合いで解決していただくこととなります。
5	技術指導	ブロック塀の基準について	※マニュアルで回答してください。
6		最近、ブロック塀をつくりました。このブロック塀は何年くらいもつのでしょうか。また、長く持たす方法はあるのでしょうか。	A 法規を守って、良い施工された厚さの厚い(15cm)ブロック塀の耐用年数(寿命)は30年程度といわれています。一般にはこれより薄いブロックを使うことが多いので、当然短くなります。 ブロック塀は、ブロックの中に横からの力に抵抗する鉄筋が入っています。この鉄筋は、塀のメンテナンスをしていないと15年程度で錆び始め、鉄筋が細くなり、ブロック塀は自重のみで自立している状態に近くなります。また、時間がたてばブロック塀の寿命と関係なく風雨に曝され汚れてきます。かび、水垢などは長い年月が経過すると付着します。 メンテナンスを行なうことによってブロック塀の寿命が延びます。このメンテナンスは一般に薬品などの塗布などが行なわれています。施工した業者の方がブロックメーカーにご相談してください。 ブロック塀は、地上の塀の部分以上に地中に隠れている基礎が大切です。鉄筋コンクリートでつくられる基礎は、その厚みや地中に入る深さが規定どおりであれば、地震に対して安全です。 ※「ブロック塀Q&A」社団法人 全国建築コンクリートブロック工業会HPより
7		道路と敷地の高さの差が1.0mほどあります。この土留めに厚さ15cmの空洞ブロックを積む設計になっています。これで大丈夫ですか？	高さが1mもある土留めは、空洞ブロックでは後ろの土の重量などを支えるだけの必要な強さ(必要な鉄筋の配筋など)が確保できません。土圧等を考慮した構造を採用してください。
8		レンガ状のブロックを積み上げる塀を見かけますが、高さなど制限はありますか。	最近使われ始めたレンガ状ブロック(一般にブリックと呼ばれている)は、塀としての法的な規制はまだありません。このブリックで積み上げる塀も普通のブロック塀と同じように、基礎は鉄筋コンクリート造として、鉄筋も十分に取れないと地震で倒れる危険がありますので注意してください。
9	広報	ブロック塀撤去等に関する情報はどこで入手できますか。	施工業者若しくはリストの専門家へご相談ください。
10	相談体制	自宅ブロック塀が安全か心配だが相談窓口はありますか。	県ホームページにて、対応可能な相談窓口及び専門家リストを公表しております。
11		自宅にあるブロック塀が安全かどうか教えてほしい	マニュアルを参考にさせていただくとともに県ホームページの専門家リストを参考にしてください。
12	補助制度	ブロック塀の撤去等について補助制度はあるのか？	補助については、各市町村が窓口となります。 各市町村のリスト、若しくは県の建築課にお尋ねください。
13	その他	熊本地震で塀が倒れたが被災宅地復旧事業で補助が出るか？	ブロック塀については、対象外となります。
14		ブロック塀を撤去したいが費用はいくら	ブロック塀の高さ、長さ等で異なります。県ホームページのリストの専門家等にお尋ねください。